

令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業 委託業務仕様書

令和8年3月18日

この業務仕様書は、新潟県（以下「委託者」という。）が行う「令和7年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務

2 業務の目的

近年の温暖化に伴い、異常気象の常態化が懸念される中、気候変動に伴う異常高温等に迅速に対応するためには、これまでの生育調査・情報発信だけでは十分ではない可能性がある。

このため、恒常的な異常高温に適応できる新潟米生産体制を推進するため、気候変動に伴う異常高温等に迅速に対応するための生育調査及び情報発信体制を整備し、より効率的で高度な情報共有に基づく新潟米の生産指導体制を実証することを目的とする。

3 委託契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 概要

本業務は、生育モニタリング装置によるリアルタイムで把握する生育状況と、そのデータや技術対策情報等を生産者・指導者間で速やかに共有することで、新潟米の1等級比率向上につなげるための情報発信・指導体制の整備と実証業務を委託するものである。

(2) 業務の日程

下表のとおりとする。なお、詳細は委託者と受託者が協議の上、決定する。

日 程	事 項
契約後 (令和8年5月～)	・教育プログラム（研修会等）による操作説明
令和8年5月29日迄	・調査ほ場への生育調査システム設置、運用開始
令和8年7月中旬	・生育調査システムによる生育診断状況の共有
令和8年8月	・体制の利用、普及促進に関する研修会等への協力
令和8年9月～10月	・生育調査システムのは場からの撤去
令和9年1月中旬	・生育調査システムの精度検証、普及性検証

(3) 業務の内容

ア 下記の a～f について、包括的な実証に取り組むこと。

a 水稲品種コシヒカリ BL の生育調査ほ場 14 か所（県地域振興局ごとに 1 か所、農業大学校に 1 か所設置）において、水稲の生育調査の自動化及び作柄要因検討に必要な気象データ等を取得できる装置等を設置して各種データを取得すること。

b なお、上記 a に用いる装置について、運用中は適切に管理・保全するとともに、運用後は速やかに撤去すること。

c 上記 a で自動化を目指す生育調査項目について、「草丈」「茎数」「葉色」を必須とし、その他の項目については、県と協議の上、追加できるものとする。

d 上記 a を通じて、水稲の草姿や出穂など外観に基づき判断される生育ステージの把握と予測を行うこと。

e 上記 a を通じて、本県水稲栽培指針等に則り、中干しの開始・終了の予測・提示及び白未熟粒発生に関するアラートの表示を行うこと。

f 上記 a を通じて、登熟積算温度や日平均飽差値を自動計算し、適期収穫予測日の表示や高飽差が確認された場合にアラートの表示を行うこと。

イ クラウド等を介して、上記アにより得られたデータを農業者、指導者間で共有し、技術対策情報等を適時、迅速に共有できる体制を構築し、安定的に運用すること。

ウ 上記イに技術対策情報等が発出された場合、希望する農業者へ情報発出があった旨の通知を行うこと。

エ 実証結果をふまえた精度向上などシステムの改良、農業者らへの展示、新規予算化等による現地実装に向けた県の取組に協力できること。

オ 水稲生育情報を共有するプラットフォームの構築に向けて、各種データや予測等の精度向上につながる外部システムやセンサー機器等とのデータ連携を想定し、API 連携を含めたデータの入出力機能を確保する等、柔軟なシステムの運用に取り組むこと。

カ 農業者のデータ取扱いにおいては、農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月12日策定）に準じた取扱いとすること。

キ その他の実証については、県と協議の上、追加できるものとする。

5 業務完了報告書の提出

本事業の実施内容及び成果、課題、要因分析等を事業実績としてまとめ、委託契約期間の末日までに書面及び電子記憶媒体（CD-ROM等）で提出すること。

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、委託業務の実施に必要な要員を確実に確保し、配置すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 委託料に含まれる経費

本業務委託の対象となる経費は以下のとおりとする。

- ア 受託事業に従事する社員等の人件費
- イ 旅費（社員等の旅費）
- ウ 需用費（資料等印刷費、事務用品費等）
- エ 役務費（通信費（郵便代、電話代等））
- オ 使用料及び賃借料（会場費、機材借り上げ費用等）
- カ その他事業実施に必要な一切の費用

9 権利関係

- (1) 本業務により作成した制作物や成果物は、他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本事業の成果を二次的に利用できるものであること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。この場合において、委託者は、権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
- (3) 業務完了報告書は、紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びMicrosoft社Word形式等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

10 契約の締結

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

- (2) 受託者は、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書及び企画提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。なお、本仕様書と企画提案書で相違する内容があるときは委託者と受託者が協議し、協議が整わないときは本仕様書が優先する。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

注 「甲」は新潟県を、「乙」は受託事業者を指す。